

(お知らせ)

令和6年3月21日
防 衛 省

第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD）について

3月19日及び20日、防衛省は、太平洋島嶼国及び地域のパートナー国を招き、都内にて「第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合（Japan Pacific Islands Defense Dialogue：JPIDD）」を対面形式では初めて開催しました。

同会合には、軍を保有する太平洋島嶼国3か国のうち、トンガからはウルカララ皇太子、フィジーからはティコンドゥアンドゥア内務移民大臣、パプアニューギニアからジョセフ国防大臣が代表として参加したほか、軍を保有しない島嶼国11か国から法執行機関の次官級等、並びに、パートナー国7か国からは国防当局の局長級等が代表として参加し、我が国を含め合計22か国が参加しました。なお、一部の国（ニウエ、ツバル、チリ）はオンラインで参加しました。

(※) 招待国

- ・軍保有島嶼国（3か国）：フィジー、パプアニューギニア、トンガ
- ・軍未保有島嶼国（11か国）：クック諸島、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ
- ・パートナー国（7か国）：豪州、カナダ、チリ、フランス、ニュージーランド、英国、米国

本会合では、共通の安全保障課題やそれらに対する各国の取組等について幅広く意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、今後の太平洋島嶼国地域における協力・連携の在り方について建設的な議論が活発に行われました。特に、木原防衛大臣は20日に行った基調講演の中で、今後の地域における協力の方向性を示し、「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト（Cooperation Concept for United Security Efforts in the Pacific Islands Region）」として発表しました。その上で、参加国からは本コンセプトに対する歓迎の意が示され、今後も日本と太平洋島嶼国そしてパートナー国が緊密に連携し、より一層地域の平和と安定に向け重要な役割を果たしていくことへの期待が示されました。

1. 本会合1日目（3月19日（火））

（1）開会挨拶

三宅政務官から、自衛隊の艦艇や航空機による寄港や寄航、能力構築支援等を通じて、太平洋島嶼国地域の平和と安定、そして強靱かつ持続的な発展に貢献してきたことを紹介しました。

（2）セッション1「インド太平洋の今」

我が国から、インド太平洋地域における法の支配に基づく既存の国際秩序が様々な挑戦に晒されていること、こうした状況下でも、インド太平洋地域における全ての国が平和と安定と繁栄を享受するには、自由で開かれ安定した海を守っていく必要があることを強調しました。そして、更なる力や威圧による一方的な現状変更の試みを抑止し、利益や意見の相違の平和的解決を促進するために、対話と意思疎通の強化と、安全保障上の能力の向上を積極的に支援していくことの重要性を指摘しました。

参加国からも、それぞれの安全保障環境認識が共有され、互いの認識について理解を深めるとともに、参加国が共有する様々な安全保障課題について各国が協力し、法の支配に基づく国際秩序を擁護していく必要性について一致しました。

（3）セッション2「新たな安全保障課題 — 宇宙・サイバー・影響工作」

我が国からは、技術の発展によって安全保障の領域が宇宙やサイバー等へと拡大しており、加えて偽情報による影響工作や、AIといった新興技術の利用等は地域の安定にも様々な影響を与えるものとなっている旨述べ、これに伴い太平洋島嶼国が脆弱性を抱えることのないよう、各国と連携しながら、協力を進める必要性を強調しました。

参加国からは、こうした新たな安全保障課題の重要性は太平洋島嶼国にとっても切実なものであるとの声があがり、パートナー国が連携して太平洋島嶼国に効果的な協力を実施していく必要性等について活発な意見交換が行われました。

（4）特別セッション「海洋安全保障 — 現場における挑戦」

我が国から、IUU（違法・無報告・無規制）漁業、海賊行為、密航・密輸を含む越境犯罪等といった海洋安全保障上の諸課題への対応と抑止には、海洋状況把握能力と海上法執行能力が重要である旨指摘しました。

特に、軍を保有しない国が多く存在する太平洋島嶼国地域に向けて、海上保安庁が、海上法執行機関の意義と太平洋島嶼国地域における協力について

説明しました。また、笹川平和財団からも太平洋島嶼国地域における取組などについて説明がなされました。

参加国からは、地域における海洋安全保障上の深刻な課題に関する具体例が共有され、法の支配に基づく国際秩序の下で、自由で開かれ安定した海の確保が太平洋島嶼国地域の繁栄のために重要であり、関係国・機関が連携する必要性が指摘され、活発な議論が交わされました。

2. 本会合2日目（3月20日（水））

（1） 木原防衛大臣による基調講演

太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障協力を更に推進するため、以下の三つの原則と二つの連携を「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト（Cooperation Concept for United Security Efforts in the Pacific Islands Region）」（以下、「5点の協力コンセプト」）（※）として提示しました。

（※） 5点の協力コンセプト（5 Point Cooperation Concept）

三つの原則：

- ① 太平洋島嶼国の中心性、一体性、オーナーシップの尊重
- ② 対等で相互に恩恵をもたらす協力し合う関係の強化
- ③ 太平洋島嶼国・日本・ASEANの連携の支持

二つの連携：

- ① JPIDDとSPDMMとの連携の強化
- ② JPIDDとPALMとの連携の強化

《大臣基調講演全文参照》

（2） セッション3「気候変動とHA/DR — 成功事例の共有」

我が国から、気候変動は我々の存続にかかわる脅威であり、気候変動によって自然災害は更に激甚化・頻発化していることを指摘し、防衛省・自衛隊による、「防衛省気候変動対処戦略」の策定や、関係省庁や自治体と連携した自然災害への対応、「女性・平和・安全保障」（WPS）に関する取組の強化、太平洋島嶼国に対する能力構築支援や国際緊急援助活動等の取組を説明しました。

参加国からは、気候変動の影響に対する強い危機感が示されるとともに、我が国を含むパートナー国からの太平洋島嶼国への協力等について高い評価が示されました。また、引き続きパートナー国を含む関係国が連携し、互い

の災害対応能力を高めつつ、HA/DRにおいて実践的な協力を一層行っていく必要性とそのための施策について活発な議論が交わされました。

(3) セッション4「太平洋島嶼国地域の未来 – Bridging the Blue Continent」

我が国から、PIFの「ブルー・パシフィック大陸のための2050年戦略」を強力に支持し、太平洋島嶼国との間で長年に亘り培ってきた「キズナ」を土台に、「5点の協力コンセプト」の下で、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障協力を更に促進していきたい旨強調しました。

本コンセプトに対して太平洋島嶼国やパートナー国からは、歓迎の意が示されました。今後も地域において、JPIDDをはじめとする機会を通じて、関係国や関係機関が更に緊密に連携することが重要であるとの認識が示されました。

(4) 閉会挨拶

最後に、木原大臣から、活発な議論への謝辞を伝え、これを土台とし、更なる実践的な協力・連携が促進されることへの期待を示すとともに、法の支配に基づく国際秩序の下で、自由で開かれ安定した海を共に守る我が国の決意を改めて示しました。

(以上)

第2回 J P I D D 木原防衛大臣基調講演

令和6年3月20日

トゥポウトア・ウルカララ・トンガ王国皇太子殿下、ティコンドゥアンドゥア・フィジー内務移民大臣、ビリー・ジョセフ・パプアニューギニア国防大臣を始め、「第2回 日・太平洋島嶼国防衛大臣会合」、J P I D Dにご来賓の皆様、こんにちは。

日本国防衛大臣の木原稔です。桜が咲き始めるこの美しい季節に、皆様を日本にお迎えし、本会合を開催できますことを、大変うれしく思います。

太平洋島嶼国地域はブルー・パシフィック大陸として、南北アメリカ大陸、ユーラシア大陸、オーストラリア大陸、つまり本日ここに集った私たちの中心に位置しています。私たちは皆、海に面し、海を愛し、海を越えて出会い、信頼を築き、キズナを紡いでまいりました。

残念なことに、今日、世界において、そしてインド太平洋地域においても、力や威圧を用いた一方的な現状変更やその試みが進展しています。法の支配に基づく既存の国際秩序が様々な挑戦に晒される中で、太平洋島嶼国を取り巻く環境も変化してきています。

しかし、思い起こしましょう。この海は、太平洋島嶼国の、皆様の海です。先人たちから受け継ぎ、これからの世代に手渡していく海です。

私は以前、総理補佐官として「第9回 太平洋・島サミット」、P A L M 9の開催に向けて、日本政府内の「太平洋島嶼国協力推進会議」の座長を務め、日本と太平洋島嶼国の協力を推進する役割を担っていました。P A L Mに向けた準備の中で、多くの太平洋島嶼国の指導者たちと出会い、この地域の未来のために為すべきことについて議論を重ねてまいりました。

私は、この太平洋島嶼国地域が可能性に満ちていることを知っています。大海原に漕ぎ出し、大自然と共に生きてきた、明るく、勇敢な人々。水産物、農作物、鉱物といった、豊かな天然資源。そして世界中の人々を惹きつける、美しい海。日本は、ほかでもない、こうした可能性にあふれる皆様と共に、平和と安定と繁栄を享受する太平洋島嶼国の未来を創っていきたく願っています。

諍いの無い日々を、豊かな暮らしを、私たちの子や孫の世代に、手渡していくためには、この海が、法の支配に基づく国際秩序の下で、自由で、開かれ、安定していなければなりません。

日本は、この決意を、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンに込めました。このビジョンは、力や威圧とは無縁である、法の支配に基づく、自由で開かれたインド太平洋を実現することで、この地域における平和と繁栄を確かなものとすることを目指しています。法の支配の下で、自由で開かれ安定した海は、私たちが繋ぎ合わせ、豊かさを、繁栄をもたらします。この海が、私たちが隔てる海であってはなりません。

PALM9でも、私たちは「地域の平和、安定、強靱性、繁栄、海洋の健康及び資源の持続可能性に貢献する、法の支配に基づく自由で、開かれた、持続可能な海洋秩序の重要性に対する新たな、かつ、強化されたコミットメント」を確認しました。こうした考え方は先月のPALM中間閣僚会合でも確認されています。

そしてこの実現には、対話や意思疎通に加え、「ブルー・パシフィック大陸のための2050年戦略」に沿って、各国が地域の平和と安定の維持に必要な自らの能力を強化することが死活的に重要です。

そうです、私たちが目指すのは、法の支配に基づく国際秩序の下で平和と安定と繁栄を、皆が、享受する未来です。そして、この地域の秩序の守り手の中心は、ほかでもない、太平洋島嶼国の皆様です。

【一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト】

我が国は、前回のPALM9で発表した「太平洋のキズナ政策」の下、政府全体の取組として、太平洋島嶼国との協力関係を着実に進展させてきました。ここで、防衛・安全保障分野についても、太平洋島嶼国地域の皆様との協力を更に推し進めていく上で、我が国が重視する三つの原則をお示ししたいと思います。

<原則1：太平洋島嶼国の中心性、一体性、オーナーシップの尊重>

第1の原則として、太平洋島嶼国の中心性、一体性、オーナーシップを尊重します。

まず、太平洋島嶼国の中心性を尊重します。太平洋島嶼国が地域の秩序の守り手として、自らの未来を決定する、その自由と権利を共に守ります。

また、太平洋島嶼国の一体性を尊重します。可能性に満ちた太平洋島嶼国が、その力を最大限に発揮できるのは、違いを乗り越えて、結束したときです。太平洋島嶼国地域を取り巻く状況が歴史的な転換期にある中、PIFメンバーが大切にする価値とビジョンを「2050年戦略」という形で力強く発信したことは重要な進展です。太平洋島嶼国がブルー・パシフィック大陸として、この地域の一体性を更に高めていくことを、我が国は力強く支えています。

そして更に、太平洋島嶼国のオーナーシップを尊重します。太平洋島嶼国と共にプロジェクトを進める際には、太平洋島嶼国のニーズにしっかりと耳を傾け、太平洋島嶼国の人々が自らの手で、安全で豊かな暮らしを守るための能力の向上を支援します。

例えば、能力構築支援や、軍などが裨益者となる新たな無償資金協力の枠組みである「政府安全保障能力強化支援」(OSA)などを通じて、我が国は、太平洋島嶼国にとって必要な能力の向上に貢献していきます。

こうした取り組みを通じて、「2050年戦略」にも掲げられている「政治的リーダーシップと地域主義」に貢献して参ります。

＜原則2：対等で相互に恩恵をもたらす協力し合う関係の強化＞

第2の原則として、対等で相互に恩恵をもたらす協力し合う関係を強化していきます。

太平洋島嶼国とパートナー国との関係は、どちらかが与える側、どちらかが受け取る側という固定化された関係ではありません。

特に、太平洋島嶼国は、気候変動による甚大な影響を被りながらも、その緩和と適応について、国際的な議論をリードする中心的な役割を担っており、皆様の経験は世界が気候変動という共通の課題に協力して取り組んでいく上での道標となるものです。

我が国は太平洋島嶼国と、気候変動に対する危機感を共有しています。気候変動によって深刻さを増している台風や大雨、また地震や津波、火山噴火などといった様々な災害への対処は喫緊の共通課題です。自然災害に、国境はありません。

これまでも私たちは共に支え合いながら自然災害に対応してきました。例えば、2022年、トンガのエウア島付近で大規模な火山の噴火が発生した際には、オーストラリアやニュージーランド等と共に、国際緊急援助活動を実施しました。また、我が国が本年1月に石川県・能登半島地震に見舞われた際には、皆様からお見舞いのメッセージやご支援の表明をいただき、大変勇気づけられました。防衛省・自衛隊は災害派遣等で培ってきたノウハウや教訓を活かし、災害対処に関する協力を一層強化して参りたいと思います。

また、偽情報などの影響工作や宇宙、サイバーといった領域において新たに生じている課題、そしてAI等の新興技術への対応についても、皆で共に議論し、知見を共有し合うことが求められています。

こうした互いの課題を理解し、共に学び合い、解決の手立てを模索する、対等で相互に恩恵をもたらす協力し合う関係を築くために、我が国は太平洋島嶼国

とのキズナを更に深めて参ります。

そのための取組の一つとして、トンガ、フィジー、パプアニューギニア各国の軍の将来を担う若き意欲ある人材が、日本の防衛大学校に留学し、我が国の学生と共に学び、訓練する機会を提供します。

また、私たちのキズナは、誰一人取り残すことなく、育まれるべきものです。こうした考えの下、我が国は、「女性・平和・安全保障」、いわゆるWPSアジェンダを共に促進すべく、先月、フィジーに対する能力構築支援事業の機会に、同地域で初めてWPSセミナーを実施しました。また、この地域におけるWPS連携を拡大すべく、本年の「日太平洋島嶼国及び東ティモール乗艦協力プログラム」でもWPSセミナーを開催する予定です。今後もPKO、海洋安全保障、災害救援等、様々な分野で、皆様と共に、WPSアジェンダの促進に努めます。

<原則3：太平洋島嶼国・日本・ASEANの連携の支持>

第3の原則として、太平洋島嶼国とASEAN、近くASEANに加盟する東ティモールとの連携の促進を後押しします。

太平洋島嶼国が抱えている海洋安全保障、気候変動、災害リスクの軽減と管理は、ASEANにとっても重要な課題であり、「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」において、これらの課題は地域諸国との協力分野として示されています。こうした課題について、太平洋島嶼国・日本・ASEANの協力を更に促進させていくことで、課題の解決につながりうる、より効果的なアプローチを生み出すことができると確信しています。

そこで我が国は、パートナー国とも連携しつつ、適切な場合に、橋渡し役として、太平洋島嶼国とASEANとの連携を後押ししていきたいと考えています。

例えば、昨年、「日ASEAN乗艦協力プログラム」を開催した際、「日太平洋島嶼国及び東ティモール乗艦協力プログラム」も同時期に初めて開催しました。本年もこれらの同時開催を追求しているところです。今後も、防衛・安全保障分野におけるこうした地域間の連携を力強く支持していきます。

<連携1：JPIDDとSPDMMとの連携の強化>

加えて、JPIDDとしても、二つの連携を促進します。

第1の連携については、JPIDDと他の太平洋島嶼国地域における協力の枠組み、特に「南太平洋国防大臣会合(SPDM)」との連携を図ります。

SPDMは軍を保有する太平洋島嶼国3か国を含む7か国の国防担当大臣などが集まる、太平洋島嶼国地域の安全保障にとって重要なプラットフォーム

であり、2022年より我が国もオブザーバーとして参加しています。

我が国としては、こうしたJPIDDとSPDMMとを相互補完的なものにしたいと考えております。SPDMMは国防当局間の会合ですが、JPIDDは、太平洋島嶼国地域が抱える様々な安全保障課題を議論するために、軍を保有しない太平洋島嶼国からも幅広くご参加いただいております。

安全保障環境が軍事と非軍事、有事と平時では切り分けられない、複雑なものとなってきたことから、太平洋島嶼国地域の平和と安定と繁栄を確かなものとするためにも、SPDMMのような防衛・安全保障に関する伝統的な地域枠組みと、多岐にわたる安全保障課題を議論するJPIDDとを、相互補完的に適切に組み合わせることが必要不可欠であると考えています。

<連携2：JPIDDとPALMとの連携の強化>

そして第2の連携について、JPIDDと「太平洋・島サミット（PALM）」との連携を強化します。

我が国と太平洋島嶼国は、首脳レベルの会合であるPALMにおいて、経済開発や気候変動等、様々な課題に関する協力を進めてきました。2021年のPALM9で我が国が発表した「太平洋のキズナ政策」に基づき、第1回JPIDDでは、自衛隊の艦艇による寄港や航空機による寄航等の交流、海洋安全保障や災害救援などの分野における人材育成の協力を通じて、国防当局間における協力を推進していく意思を皆様にお示しました。

「インド太平洋方面派遣（IPD）」における艦艇の寄港、フィジーやソロモン諸島との新たな能力構築支援、海上保安庁や警察庁などとも連携した法執行能力の強化に関する取組等の協力を積み重ね、防衛・安全保障分野における私たちのキズナは着実に強固なものとなっています。今後も、防衛・安全保障分野においても、太平洋島嶼国の平和と安定と繁栄に寄与するとの我が国のコミットメントを着実に進展させていきます。

JPIDDを通じて防衛・安全保障分野における協力を強化していくことで、太平洋島嶼国とのキズナはより一層強固なものとなり、ひいてはPALMの更なる発展に貢献すると信じています。

【結語】

こうした三つの原則と二つの連携を「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト（Cooperation Concept for United Security Efforts in the Pacific Islands Region）」と名付けたいと思います。

このコンセプトの下で、我が国は、皆様と共に、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障協力を更に力強く進めていきたいと考えております。そして今後、このコンセプトが、平和と安定と繁栄を享受する太平洋島嶼国地域の未来の実現に資する協力と連携を、更に促進させるものとなることを願っています。

ご来賓の皆様、私たちはより良い太平洋島嶼国地域の未来を切り開くためにここに集いました。JPIDDは、それぞれが抱えている課題を共有し、共に知恵を出し合い、更なる協力と連携を生み出すための場です。太平洋島嶼国が直面している様々な課題について、一つの海で結ばれた私たちが、共に協力して取り組むことで、より良い結果を導き出すことができると信じています。

この海が私たちを隔てることの無いように、法の支配に基づく国際秩序の下、自由で開かれ安定した海を守っていかねばなりません。JPIDDの副題である「Bridging the Blue Continent」とは、まさに、我が国と太平洋島嶼国、そしてすべての国々を繋ぎ合わせている一つの海、Blue Continentを、自由で開かれ安定したものとしていきたいという願いが込められています。

ご来賓の皆様、より安全で、より豊かな世界を、次の世代に手渡すために、私たちの努力を結集させようではありませんか。ご清聴ありがとうございました。